

54 (永久)劣後特約付借入金の受入れ(変更)

別紙様式54

文 書 番 号
年 月 日

金融監督庁長官 殿

所在地
商 号
代表者

(永久)劣後特約付借入金の受入れ(変更)届出書

(永久)劣後特約付借入金を受入れたく(既往分の変更をしたく)、銀行法第53条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

借入(変更)理由					
借入(変更)予定日	年 月 日				
借入総額(円貨換算額)	(百万円)				
借 入 先					
借 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日(永久の場合は開始年月日のみ記載)				
借 入 金 利	% (変動(連動)又は固定の別を記載)				
自己資本比率の推移	借入直前期 (/ 期) %	借入実行期 (/ 期) %	借入実行翌期 (/ 期) %		
本件受入れ 後の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通貨別	円貨建	外貨()建	円貨建	外貨()建
	残高				
その他の参考事項					

- (注) 1. 当初届出事項を変更しようとする場合には、当初届出書の写を添付すること。
 2. 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。
 3. 永久劣後特約付借入金の場合には、当分の間、契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

金融監督庁長官 殿

所在地
商 号
代表者

(永久)劣後特約付社債の発行届出書

(永久)劣後特約付社債を発行いたしたく、銀行法第53条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

発 行 理 由					
発 行 予 定 日		年 月 日			
発行総額(円貨換算額)		(百万円)			
発行市場及び募集方法					
発行 条件	償 還 期 限	年 (永久の場合は記載不要)			
	利 率	額面金額に対し 年 %			
	発 行 価 額	額面金額の %			
資 金 使 途					
引 受 け 幹 事 会 社					
自己資本比率の推移		発行直前期 (/ 期) %	発行実行期 (/ 期) %	発行実行翌期 (/ 期) %	
本件受入れ 後の残高		期限付劣後特約付社債		永久劣後特約付社債	
	通 貨 別	円 貨 建	外貨()建	円 貨 建	外貨()建
	残 高				

- (注) 1. 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。
 2. 永久劣後特約付社債の場合には、当分の間、契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見を添付すること。
 3. 引受幹事会社のうちブックランナーについて 印を付すこと。
 4. 本届出は、発行条件決定取締役会決議後提出すること。

56 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用
別紙様式 56

文 書 番 号
年 月 日

金融監督庁長官 殿

所在地
商 号
代表者

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等 について比例連結の方法
を用いたく、銀行法第 5 3 条の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

(注) 1 記載要領

- (1) 法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成 5 年大蔵省
告示第 55 号。以下この項において「告示」という。)第 7 条の 2 第 1 項第 1 号又
は第 25 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等(以
下この項において「第 1 号法人」という。)については別紙様式 56 の 2、告示第
7 条の 2 第 1 項第 2 号イからニまで又は第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イからニまでに
掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等(以下この項において「第 2 号法
人」という。)については別紙様式 56 の 3 により届け出ること
- (2) 別紙様式 56 の 2 又は 56 の 3 中、資本の額又は出資の総額及び出資額又は所有
持分額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること

2 添付書類

- (1) 別紙様式 56 の 2 又は 56 の 3
- (2) 第 1 号法人又は第 2 号法人の定款その他これに準ずるものの写し(日本語以外
で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。)
- (3) 第 1 号法人又は第 2 号法人の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算
書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができ
る書類(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳
文を付し、金額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること。)
- (4) 第 1 号法人にあっては、第 1 号法人、銀行持株会社、及び第 1 号法人に出資す
る、銀行持株会社の子会社の間株式保有又は出資の関係を示す図、第 2 号法人
にあっては、第 2 号法人及び告示第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ又は第 25 条の 2 第 1
項第 2 号イに規定する共同支配会社(以下この項において「共同支配会社」とい
う。)の間株式保有又は出資の関係を示す図
- (5) 第 2 号法人にあっては、告示第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ又は第 25 条の 2 第 1
項第 2 号イに規定する投資及び事業に関する契約の写し(日本語以外で記載され
たものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。)

別紙様式 56 の 2

第 1 号 法 人 に 関 す る 事 項	
名 称	
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
業 務 の 内 容	
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)	
資本の額 (資本金・資本準備金)	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
設 立 日 及 び 事 業 開 始 日	
銀 行 持 株 会 社 に 関 す る 事 項	
名 称	
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
その所有する、第 1 号法人の株式又は持分の数又は額 (2)	
持株割合等 ((2) ÷ (1))	
第 1 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
第 1 号 法 人 に 出 資 す る 、 銀 行 持 株 会 社 の 子 会 社 に 関 す る 事 項	
名 称	
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
業 務 の 内 容	
その所有する、第 1 号法人の株式又は持分の数又は額 (3)	
持株割合等 ((3) ÷ (1))	
第 1 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
連 結 自 己 資 本 比 率 を 算 定 す る 際 の 比 例 連 結 の 方 法 の 使 用 に 関 す る 事 項	
開 始 す る 時 期	
開 始 す る 理 由	

(注)「第 1 号法人に出資する、銀行持株会社の子会社」には、届出者を含めること

別紙様式 56 の 3

第 2 号 法 人 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
業 務 の 内 容	
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)	
資本の額 (資本金・資本準備金)	
役 員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
設 立 日 及 び 事 業 開 始 日	
共 同 支 配 会 社 に 関 す る 事 項	
名	称
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
業 務 の 内 容	
その所有する、第 2 号法人の 株式又は持分の数又は額 (2)	
持株割合等 (2) ÷ (1)	
第 2 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
他の共同支配会社との間に資本 関係がある場合には、その内容	
連 結 自 己 資 本 比 率 を 算 定 す る 際 の 比 例 連 結 の 方 法 の 使 用 に 関 す る 事 項	
開 始 す る 時 期	
開 始 す る 理 由	

(注)「共同支配会社」には届出者を含めること

57 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断
別紙様式 57

文 書 番 号
年 月 日

金融監督庁長官 殿

所在地
商 号
代表者

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等 について比例連結の方法の使用を中断したく、銀行法第53条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
主たる営業所の所在地	
代表者の氏名	
業務の内容	
資本の額又は出資の総額	
届出者の金融業務を営む関連法人等に対する持株割合等	
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用に関する事項	
開始した時期	
中断する時期	
中断する理由	